



山形県公報

平成16年7月30日(金)

号 外(56)

目 次

訓 令

山形県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令..... (学術振興課) ... 1

訓 令

山形県訓令第20号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年7月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

山形県職員の職務発明等に関する規程(昭和52年4月県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第15条中「、山形県職務発明審査会の会長、副会長及び委員」を削る。

第17条から第22条までを削り、第23条を第17条とする。

別表を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成16年7月30日印刷
平成16年7月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056